

研究不正防止ハンドブック

研究不正行為・研究費不正使用

函館市医師会看護・リハビリテーション学院

生体医工学研究センター

令和5年4月

目次

はじめに.....	4
函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センターにおける研究不正防止に対する基本方針および研究不正防止計画	5
基本方針	5
不正防止計画.....	5
研究活動や研究費執行等に関する相談窓口.....	6
研究不正行為防止について.....	6
研究活動上の特定不正行為	6
研究活動上の不適切な行為	7
生体医工学研究センターにおける研究不正行為防止に対する責任体制.....	7
生体医工学研究センターにおけるコンプライアンス・研究倫理教育について	8
コンプライアンス・研究倫理教育内容.....	8
受講対象者.....	8
コンプライアンス・コンプライアンス・研究倫理教育を修了しない者への制限	8
研究者等の責務について	8
研究費不正使用防止について	9
研究費の種類について	9
研究費の不正使用について（摘発例）	10
・統括管理責任者・・・生体医工学研究センター長.....	11
研究不正に対する処分について.....	11
研究者個人に対する処分	11
機関に対する処分	12
研究費の適正な管理・運営について.....	12
研究費の適正な使用に関する行動規範.....	12
出張旅費について	13
物品購入について（公的研究費，競争的研究費のみ）	13
設備備品費.....	14
消耗品費 以下の要件にあてはまる消耗してしまう物品，もしくは消耗はしないけれども設備備品扱いに..	14
研究費の使用ルール	15
研究費の共通事項	15
取引業者への対応について	15
内部監査の実施について	16
予算執行状況の把握と研究者への通知について.....	16
研究支援について	16
その他委託事業等	16
研究助成（科学研究費助成事業等の競争的研究費等含む）の応募について	16
学術研究に関する委員会について.....	17

人を対象とする研究に関する倫理審査委員会	17
動物実験委員会	17
関連規程等	17

はじめに

公益社団法人函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センターは（以下、生体医工学研究センター）、「科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文部省告示第110号）」第2条で定める「研究機関」の公募要件を満たし、文部科学省科学研究費助成事業における研究機関の指定を受けました（令和4年2月22日付）。

今後は公的研究費で研究活動を行うにあたり、ルールを理解不足によって生じる研究活動における不正行為および公的資金を含む研究費の不正使用（不適切な使用を含む）を防止するためにハンドブックにしてわかりやすく示しました。

生体医工学研究センターに関与する全ての構成員は、研究活動の実施並びに研究費の使用について、研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程や研究費の適正な管理・運営に関する規程の内容を十分に熟知し、研究活動に取り組んでいただけますようお願いいたします。

最高管理責任者
大原 正範

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センターにおける研究不正防止に対する基本方針および研究不正防止計画

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター（以下、「生体医工学研究センター」という。）では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(いずれも文部科学大臣決定)を踏まえ、研究不正(研究活動における不正行為や研究費の不正使用等)を防止することを目的として、下記の基本方針および不正防止計画を定めています。

基本方針

1. 研究不正防止対策に関する機関内の責任体系を明確化する。
2. 公正な研究活動および研究費の適正な管理・運営のための環境を整備する。
3. 不正発生要因を把握した上で不正防止計画を策定し、関係部署が連携して実施する。
4. 研究不正防止に資する適正な管理・運営活動を行う。
5. 機関内外からの相談窓口を設置するなど、情報の伝達を確保する体制を確立する。
6. 実効性のある監査・モニタリング体制を整備・実施する。

不正防止計画

1. 研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程（以下、研究不正行為規程という。）、研究費の適正な管理・運営に関する規程（以下、研究費適正管理規程という。）、および本ハンドブックにより、生体医工学研究センターの責任体制、各責任者等の責任範囲・権限を明確にすると共に、それらを機関内外に明らかにする。
2. コンプライアンス・研究倫理教育、および継続的な啓発活動を実施し、研究不正行為規程、研究費適正管理規程等、各種ルールを周知徹底し、研究倫理の意識向上を図る。
3. 不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携を強化し、不正防止計画の進捗を把握すると共に、内部監査結果や他機関の不正事案も参考にし、必要に応じ不正防止計画を見直す。
4. 本ハンドブック内の「研究者等の責務」や「研究費の適正な管理・運営」が遵守されるよう、実効性のあるチェック体制を構築・実施する。
5. 研究活動や研究費等に関する機関内外からの相談窓口、および研究不正に関する通報窓口を設けると共に、機関内外への周知に努めることで、効果的な研究遂行を支援する。
6. 従来の無作為抽出による内部監査に加え、必要により不正発生リスクに対する重点的な抜き打ち監査などのリスクアプローチ監査する。また、内部監査等の結果等を活用し、不正発生の具体的な要因や背景の把握に努める。

研究活動や研究費執行等に関する相談窓口

生体医工学研究センターが管理する研究費の不正使用および研究費や研究活動における研究支援あるいは事務手続等については、以下の窓口にて対応します。意図せず不正使用を行ってしまうことを未然に防ぐため、事前に確認が必要な場合や疑問がある場合は窓口に相談してください。

生体医工学研究センターにおける研究活動上の不正行為や生体医工学研究センターが管理する公的研究費等の使用における不正行為に関する通報等は、以下の窓口にて対応します。

【通報窓口】

住所：〒040-0081 函館市田家町5番16号

TEL：0138-43-8282 FAX：0138-43-8283

Mail：rinri@hma-na-reha.ac.jp

【公的研究費の事務手続き相談窓口】

住所：〒040-0081 函館市田家町5番16号

TEL：0138-43-8282 FAX：0138-43-8283

Mail：soudan_grant@hma-na-reha.ac.jp

※通報・告発等にあたっては、原則として顕名によることとし、研究不正等を行った疑いがある研究者名、研究不正等の内容およびその事実の客観的かつ合理的な根拠を記載した書面等を提出してください。

研究不正行為防止について

研究活動上の特定不正行為

特定不正行為とは、国のガイドラインにおいて研究不正にあたる行為として定義されており、研究者が故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる以下の行為をいいます。

ねつ造	存在しないデータ、研究結果等を作成すること
改ざん	研究資料、機器、研究過程を不正に変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
盗用	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解、若しくは適切な表示なく流用すること

研究活動上の不適切な行為

研究活動上の不適切な行為とは、特定不正行為以外で科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものであり、以下のような例を指します。研究者倫理から著しく逸脱し悪質性が高い可能性がある場合、不正行為として調査対象となります。

オーサーシップ……著者がその研究には誤りや虚偽がなく良質のものであることを保証するもの

ギフト・オーサーシップ……論文「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること

ゴースト・オーサーシップ……論文「著者」となることができる要件を満たす者を著者として記載しないこと

不適切なオーサーシップ

論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること

二重投稿

他の学術雑誌等に既に発表または投稿中の論文と本質的に同じ内容の情報を投稿すること

生体医工学研究センターにおける研究不正行為防止に対する責任体制

生体医工学研究センターでは研究活動上の公正性確保ならびに不正行為の防止および対応のために、体制を整備しています。万が一、生体医工学研究センターにおいて研究不正行為の疑いがあった場合は、調査委員会を設置し、迅速かつ誠実に対応します。

・最高管理責任者……学院長

研究倫理の向上，研究活動上の不正行為の防止等に関し，生体医工学研究センター全体を統括する権限と最終責任を負い，公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じる

・統括管理責任者……生体医工学研究センター長

最高管理責任者を補佐し，研究倫理の向上，研究活動上の不正行為の防止等に関し，生体医工学研究センター全体を統括する実質的な責任と権限を持ち，公正な研究活動を推進するための適正な措置を講じる

・コンプライアンス推進責任者……副学院長

生体医工学研究センターの構成員に対し，次号に掲げる倫理教育を義務付け，受講状況を管理監督する。

1) コンプライアンス教育：研究費の使用方法，管理体制，それらに伴う責任及びどのような行為が不正に当たるかなどを理解させる教育

2) 研究倫理教育：研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育

・不正防止推進担当者……医療教育研究課長

不正防止計画の策定・実施及び実施状況の確認等の統括管理責任者の業務遂行を補佐し，不正防止計画を推進する。

生体医工学研究センターにおけるコンプライアンス・研究倫理教育について

生体医工学研究センターでは、研究活動に従事する者や研究支援・研究費の運営・管理に関わる全ての事務職員に対して、研究不正防止に関する対策等に関するコンプライアンス・研究倫理教育を含む定期的な啓発活動を実施しています。

コンプライアンス・研究倫理教育内容

- ・生体医工学研究センターにおける不正防止体制や手続き等
- ・研究不正が行われた場合の文部科学省および資金配分機関による研究者や所属研究機関の措置
- ・研究不正事案および研究費の不正使用事案の紹介
- ・責任ある研究の遂行に欠かせない知識とスキルの提供
- ・研究倫理の向上に資する内容
- ・その他コンプライアンス推進責任者が必要と認めること

受講対象者

- ・生体医工学研究センター構成員(生体医工学研究センター研究員、コンプライアンス推進責任者、不正防止推進担当者、研究支援に関わる事務職員)
- ・その他コンプライアンス推進責任者が受講させる必要があると認めた者

実施概要

コンプライアンス教育の受講有効期間を4年経過後の年度末までとして、対象者がいる場合や新規採用者、転入者等がいる場合はその都度コンプライアンス教育研修を開催する。また、啓発活動を四半期に1回実施する。

コンプライアンス・コンプライアンス・研究倫理教育を修了しない者への制限

科学研究費助成事業等の外部資金に応募できない場合がある。

※コンプライアンス・研究倫理教育の代替措置

資金配分機関等が実施するコンプライアンス・研究倫理教育を受講した者で、それを証明する書類等を提出した者で最高管理責任者が認める場合において、コンプライアンス・研究倫理教育を受講したものとみなすことができる。

研究者等の責務について

生体医工学研究センターにおいて研究に従事する研究員や研究支援に関わる事務職員は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行わないように努めるとともに、他者による不正行為の防止に努めなければなりません。

・研究倫理の遵守

研究者は、配分された研究費を適正に執行する義務を有するのみならず、研究行為そのものに対しても高い理観が求められています。研究倫理常に意識し、研究に応じ守るべき法令や指針等に細心の注意を払い研究活動に従事してください。

・コンプライアンス・研究倫理教育の受講

生体医工学研究センターにおいて研究活動に従事する者、研究支援ならびに研究費の運営・管理に関わる

事務職員は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス・研究倫理教育を受講するとともに、受講修了時にコンプライアンス・研究倫理教育教材修了証と研究費の適正な使用に関する誓約書を事務局に提出しなければなりません。

・研究データの保存

研究活動の正当性を証明するとともに、第三者による検証可能性を確保するため、「研究データ(実験ノートやアンケート等を含む文書、数値データ、画像等の資料、実験試料等)」は適切な保存と管理が重要となります。研究者は、研究データ(実験ノートなど文書、電子データ、画像等)を原則、論文発表後10年間(実験試料や標本などについては5年間)保管するものとし、故意に破棄したり、不適切な管理により紛失させてはならない。また、開示を求められたときは、必要に応じ開示する。

研究費不正使用防止について

研究費の種類について

生体医工学研究センターにおける「研究費」は、生体医工学研究センター研究員の研究遂行に必要な経費とし配賦されるもの以外に競争的研究費など以下の種類があり、守るべきルールが異なります。これらは研究者個人的が自由に使用できるものではありません。研究費使用については透明性と公正性の確保が強く求められ、研究者としての資質が問われます。

研究費の種類		概要
公的研究費 (競争的研究費等)	競争的研究費	資金配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金(科学研究費助成事業等)。
	競争的研究費を除く研究費	公的機関からの補助金、助成金、委託費等
民間企業等からの 研究資金	競争性を有する資金	研究助成団体(公益財団法人等)による研究助成事業において研究者等に配分される研究資金。
	受託研究費共同研究費	公益財団法人および民間企業等から研究契約書に基づき配分される研究資金であり、国等からの補助金や委託費を財源とした研究費が含まれる。
	研究助成寄付金	企業や公益財団法人等から生体医工学研究センター教職員が直接受けた寄付金で、いずれかに該当するもの。(1)職務上の教育・研究を助成しようとする寄付金(2)生体医工学研究センターの施設・設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとする寄付金に分けられる。

研究費の不正使用について（摘発例）

「研究費の不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への不適切な使用、または、研究費の交付決定の内容やこれに付した条件、あるいは法令や所属機関の規程等に違反した使用をいいます。実態を伴わない虚偽の書類を作成、提出して不正に研究費を支出させる行為は、たとえ私的流用なく研究目的に合致していても、研究費の不正使用に該当します。

物品等購入費に係る不正事例

- ・**カラ発注**・・・実際には納品がないにもかかわらず、取引業者に架空の納品書や請求書等の作成を指示し、虚偽の書類を提出し、実態を伴わない物品費を支払わせた
- ・**預け金**・・・物品のカラ発注で捻出した資金を取引業者に管理させ、翌年度以降など研究に必要な時期になった時点で、当該資金を使用して物品等を納品させた
- ・**品名替え**・・・研究費等の使用ルール上、対象とならない研究室の移転経費等を捻出するため、取引業者に研究費で購入可能な消耗品等、実際に取引とは異なる消耗品名等へ書換えるよう指示した
- ・**書類の書換**・・・研究費が足りなくなったため、実際は3月に納品された物品の納品日を4月に書換えるよう取引業者に指示し、次年度予算で支払った

旅費に係る不正事例

- ・**カラ出張**・・・実際には出張を行っていないにもかかわらず、虚偽の出張報告書等を提出し、実態を伴わない旅費を請求・受領した
- ・**出張旅費の水増し請求**・・・格安航空券を購入したにもかかわらず、旅行業者に正規料金、または、水増した航空券の見積書と領収書を発行させ、旅費の実態とは異なる旅費を請求・受領した
- ・・・出張により取得したマイレージポイントを使用しホテル代が無料になったが、旅費請求時にそのことを申告せず、規定の宿泊料を受領した
- ・・・居所を移転したにもかかわらず、必要な届出を出さずに事実と異なる出張旅費の支払いを受け、出勤の実態と異なる給与や諸手当を受領した
- ・**出張旅費の二重請求**・・・他機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、同じ出張の旅費を請求し、二重に旅費を受領した

人件費に係る不正事例

- ・**カラ謝金**・・・研究補助者等の勤務実態がないにもかかわらず、日報に虚偽の記載を行い、請求・受領した
- ・**給与の水増し請求**・・・研究協力者等の出勤簿に、実際より多い作業時間を記入して請求・受領した
- ・**謝金の二重請求**・・・研究補助者等の謝金について、適正な支給を受けたにもかかわらず、他の研究資金から同一または一部重複した勤務時間で請求して二重に受領した
- ・**給与(謝金)の還流行為**・・・学生等の勤務実態に基づき、適正に支給されたものであるか否かにかかわらず、その全部または一部を返還(キックバック)させた

生体医工学研究センターにおける研究費の不正使用防止に関する 責任体制

生体医工学研究センターでは、研究費を適正に管理および運営し研究費の不正使用を防止するために体制を整備しています。研究データの適正管理など不正防止に対するわかりやすいルール制定と周知に努めるとともに、万が一、生体医工学研究センターにおいて研究費の不正使用の疑いがあった場合は、以下の責任体制に基づき、調査委員会を設置し、迅速かつ誠実に対応します。

・最高管理責任者・・・学院長

生体医工学研究センター全体を統括し、研究費の適正な管理・運営について最終責任を負い、不正防止対策の基本方針を策定するとともに、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費の管理・運営を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する

・統括管理責任者・・・生体医工学研究センター長

最高管理責任者を補佐し、研究費の適正な管理・運営に関し、生体医工学研究センター全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する

・コンプライアンス推進責任者・・・副学院長

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施する。コンプライアンス教育の実施については、受講状況及び理解度を管理・監督するとともに、公的研究費等の運営及び管理に係るモニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導する。

・不正防止計画推進担当・・・医療教育研究課長

不正防止計画の策定・実施及び実施状況の確認等の統括管理責任者の業務遂行を補佐し、不正防止計画を推進する。

研究不正に対する処分について

研究不正(研究活動上の不正行為、研究費の不正使用)に関与すると、当該研究者「個人」に対する処分だけでなく、「共同研究者等」へ迷惑をかけるとともに、「研究機関」も資金配分機関から処分を受けることがあります。法令や生体医工学研究センター規程等に基づき、次のような処分が下されます。

研究者個人に対する処分

・函館医師会による処分

函館市医師会 就業規程 5 7 条 3 項 (1 3) の規程等に基づき、研究活動の停止や研究費の使用停止、論文等取下げ勧告、懲戒処分等を受けます。また、本人だけでなく、研究不正に関与したと認定された者、研究不正が認定された論文等の内容に重大な責任を負うと認定された者、および、研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者に対しても処分等が行われることがあります。

・資金配分機関による処分

不正使用した研究費については、私的流用の有無にかかわらず、研究機関への補助金であっても、

研究者本人に弁償責任が科せられます研究費には、それぞれ制度毎に応募資格停止、加算金を含めた資金の返還等のペナルティが設けられています。詳細は当該研究費の制度概要等を確認してください。

・法律上の処分

函館市医師会または資金配分機関から民事および刑事告訴を受けることがあります。

機関に対する処分

- ・研究費の全部または一部の返還を求められることがある。
- ・研究機関に対する間接経費が削減されることがある。
- ・競争的研究費の配分停止措置を受けることがある。
- ・研究機関に所属する他の研究者に対しても応募資格の停止措置が科せられることがある。

研究不正事案は、研究者の所属・職・氏名等を含め、文部科学省ホームページ等で原則公開されます。

研究不正が発覚した場合は、「不正調査等にかかる多大な労力や膨大なコスト」や「研究機関全体の社会的な信用失墜」など、研究者と学院の双方が大きなダメージを受けます。研究者として高い研究者倫理のもと、責任のある研究活動を行うよう努めてください。

研究費の適正な管理・運営について

研究費の適正な使用に関する行動規範

- 1 構成員は、公的研究費等の使用等に当たっては、法令や関係規則、ルール等を遵守するとともに説明責任をはたすこと。
- 2 構成員は、公的研究費等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、効率的・効果的な使用に努めるとともに、実体のない経費の使用・目的外使用など不正な使用は行わないこと
- 3 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動すること。
- 4 事務職員は、専門的知識を持って公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動すること。
- 5 構成員は、公的研究費等の不正使用が生体医工学研究センターのみならず本学院すべての教育・研究ならびにすべての研究者に対する国民からの信用に深刻な影響を与えることを自覚して行動すること

出張旅費について

生体医工学研究センター旅費規定に則った手続きが必要です。

研究費を使用して出張し、旅費精算を行おうとする場合には、次の証明が必要となります。

- ・出張同等による事前の承認
- ・出張復命(報告)書等による出張の事実の証明
- ・証拠書類による経費の実態の証明

1. 旅券や宿泊先の手配

(1) 事務到手配を依頼する：日時、交通手段、宿泊先、出発地、用務地を伝え、事務で旅券や宿泊費の支払いをしてもらう

宿泊料に食事代(朝・夕)が含まれない場合は日当のみが現金で支給される。旅券や宿泊券は現物支給となる。

(2) 自分で手配する：日時、交通手段、宿泊先の予約票をコピーをとり、後に復命書と共に提出する。支払いはまずは自費となるため、領収書を必ず保存すること。

2. 用務地での行動

用務先での自身が写っている写真(例えば、学会垂れ幕前での写真、発表時の写真、面談者との写真)を撮影し、用務後に事務に提出する。また研究打ち合わせなどで応対者がいる場合は、名刺をもらってくる。

3. 用務後の処理

航空機を利用した場合は、その半券を事務に復命書と共に事務に提出する。

自分で手配した場合は、旅券、宿泊先の領収書も一緒に事務に提出する

物品購入について(公的研究費、競争的研究費のみ)

研究費を使用して物品等を購入する場合には、次のことを注意してください。また、購入物品の種類や金額によって、発注方法が異なります。

- ・購入依頼・発注段階での資金源の特定(どのような目的でどのように使用するか)
- ・特定業者に偏らない業者の選定
- ・発注書以外の方法で発注した場合、発注記録を紙媒体で保存する
- ・実際に現物を確認し、事務職員による適切な納品検収・検査の実施
- ・タブレット、デジタルカメラ等換金性の高い物品については、庶務課にて消耗備品台帳を作成・管理する。

今後、研究を進めるうえでセンター支援事業の研究費を用いて物品を購入することになります。センターに限らずですが、物品を購入するためには必ず事務庶務課を経由して発注することになります。原則的に研究者が直接メーカー等への発注・見積もりを依頼することはできません。

※生体医工学研究センターでは今後は以下の手順で物品購入をお願いします

1. 購入したい物品のメーカー、商品名、数量、規格、HPなどその商品が正確にわかる情報を庶務課長にメールする。
2. 庶務課長から業者に見積もり依頼(転送)。見積書が届き次第、研究員に転送されるので、その見積りを基に購入伺書に必要事項を記載し、センター長の下承印を得ること(購入理由は、「○○研究費」(○○は名前)のように記載)。
3. 購入伺い書を庶務課長に提出後、庶務課で発注。庶務課に納品後、研究員に届けられる。

※事務でも出納帳を付けてはいますが、自分の研究費の残額を把握するために各個人で出納帳を付けてください。センターの支援事業の公募要項にも記載した通り基本的に5万円

以上の物品はセンターの備品として管理される。

4. 管理簿はセンター長が管理するため、5万以上の物品が届いたらセンター長に報告すると、備品シールが研究者に渡される。5万円以下のデジタルカメラやPCなどの電化製品は（私物化されやすく換金されやすい物品）備品として管理することとなる。不明なものはセンター長まで確認すること。

設備備品費

以下の要件にあてはまるいわゆる機械・器具で長期にわたって反復使用できるようなものや図書を指す。本学院で登録・管理する。

- ・1件又は1組の価格が5万円以上で、耐用年数が1年以上のもの
⇒実験機器など
- ・長期保存を要する学術研究図書

消耗品費

以下の要件にあてはまる消耗してしまう物品、もしくは消耗はしないけれども設備備品扱いにしない機械・器具、書籍、論文の抜刷購入費などを指す。研究員個人で管理する。

- ・1件または1組の価格が5万円未満のものもしくは反復利用できないもの
⇒試薬、実験動物、研究用アプリケーションソフトウェア等
- ・設備備品費以外の図書資料（雑誌、新聞、学会論文集、ダウンロード版、電子書籍等）
※消耗品であっても耐用年数が1年以上で反復利用できるものは、本学院における当該研究の終了時点で本学院の物品もしくは図書資料として取り扱う。
※図書の「設備備品」と「消耗品」の区分は、センター長が判断する。

研究費の使用ルール

研究費には、制度毎に使用できない経費使途が設定されています。使用するときは、当該制度の内容について再確認してください。

研究費の共通事項

・目的外使用の禁止

研究費が使用できる経費は、研究課題の遂行に直接必要な経費のみです。

・研究期間外の使用禁止

事業期間として定められた期間内に納品され、研究活動に用いる必要があります

・他の経費との混同(合算)使用の禁止

経費不足等の理由から、複数の研究費を混同して使用することは、原則としてできません。

・酒、たばこ等の嗜好品の購入禁止

・科研費で使用できない経費

・建物等の施設に関する経費

科研費により購入した物品の軽微な据付費を除く。

・補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

・研究代表者または研究分担者の人件費・謝金

・直接経費と「使途に制限のある他の経費」の合算使用の禁止

但し、一定の条件下において、複数の科研費を合算して強要設備を購入することができます。

・間接経費を使用することが適切な経費

取引業者への対応について

- ・一定の取引実績（年間100万円以上）のある業者から誓約書の提出を求める。
- ・研究費の執行にあたり、不正な取引に関与した取引業者に対して取引を停止するなど、必要な措置を行う。

内部監査の実施について

生体医工学研究センターは、年に1度（4月）に研究費の不正使用を防止する観点で内部監査を実施します。内部監査は、文部科学省および独立行政法人日本学術振興会（以下「学術振興会」という。）がその科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に係る補助金分、基金分および一部基金分の使用について定める研究機関向けルールに基づき実施します。

監査方法として、「リスクアプローチ監査」を用います。これは不正防止計画推進担当と連携して重要な虚偽表示が生じる可能性が高い項目についてサンプルを抽出し、抜き打ちでの監査実施を含め、重点的に監査の人員や時間を充てる方法を指します。

※詳細は生体医工学研究センターにおける科学研究費助成事業研究機関向けルールに基づく内部監査実施要領をご参照ください。

- ・研究費に関わるすべての監査は、函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センターにおける科学研究費内部実施要領に基づく。
- ・内部監査は監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。
- ・庶務課、収支簿および証拠書類をもとに、研究者へ購入物品の使用状況を確認する。また、機器備品の設置状況や稼働状況等の確認を行う。

予算執行状況の把握と研究者への通知について

- ・庶務課は、定期的に研究者の予算執行状況を収支簿で確認し、必要に応じて研究者に通知する。

研究支援について

その他委託事業等

共同研究契約等では実施困難であり研究にあたらぬが専門知識を有する研究者からの定期的な助言や指導が欲しいといった要望が増えてきています。現在のところ、生体医工学研究センターの研究者が専門的知識に基づき指導助言を行うことにより、依頼者の事業や活動を支援するアドバイザー契約等の体制は整備されていません。企業等からこのような事業依頼の申出があった場合は、庶務課ご連絡ください。

研究助成（科学研究費助成事業等の競争的研究費等含む）の応募について

研究助成金とは、財団法人や企業等が公募し、研究者が申請した課題が採択されると交付される外部資金(研究費)をいいます。研究助成事業で交付された研究費の管理は、原則、研究機関が適切に管理します。

学術研究に関する委員会について

人を対象とする研究に関する倫理審査委員会

生体医工学研究センターの研究者等が、「人」を調査もしくは実験対象に臨床研究、観察研究、介入研究、アンケート調査等の研究を実施する場合は、研究に先立ち、倫理審査申請書類を委員会に提出し、研究内容が倫理的、社会的観点から研究対象が保護されているか等について審査を受けてください。

動物実験委員会

生体医工学研究センターの研究者等が哺乳類等の「実験動物」を用いる動物実験を実施する場合、事前委員会が実施する教育訓練を受講する必要があります。また、動物実験の実施に先立ち、動物実験研究倫理審査書類を委員会に提出し、研究の内容が動物福祉の観点から適正かどうか審査を受けてください。

関連規程等

生体医工学研究センターで定めた規程等

- ・公的研究費等の運営及び管理に関する規程研究費の適正な管理・運営に関する規程
- ・研究活動等の不正防止に関する規程
- ・公的研究費等の不正使用防止計画
- ・公的研究費等の不正防止に関する基本方針
- ・公的研究費等の使用に関する行動規範
- ・公的研究費等の使用における不正行為の通報等受付窓口について
- ・公的研究費等の間接経費取扱に関する内規
- ・科学研究費補助金及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱規程
- ・研究活動行動規範
- ・公的研究費等の使用や事務処理の方法についての相談窓口
- ・公的研究費等の適正使用に関するコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計